

元国際第851号

関税割当公表第TWQ-JP33号

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に基づく令和2年度のでん粉等の関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「CPTPP」という。）に基づく割当ての対象となるでん粉等の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和元年12月16日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、合計割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品（110812091、110812099、110813091、110813099、110814091、110814099、110819017、110819018、110819097、110819098、110820090、190120159、190190179）

でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の1以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）の

うちでん粉が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。）（CPTPP第2章 付属書2-D付録A 第B節のCPTPPの全ての締約国向け関税割当て（TWQ）に掲げるTWQ-JP33のでん粉であって、関税定率法（明治43年法律第54号）別表第1108.12号から第1108.20号まで、1901.20号の1の（2）のDの（b）及び1901.90号の1の（2）のDの（b）に掲げる物品）に掲げる物品のうち、関税割当制度に関する政令別表第1108.12号、第1108.13号、第1108.14号、第1108.19号、第1108.20号、第1901.20号及び第1901.90号の項で定める数量以内のもの以外のものであって、2に掲げる用途に供するもの。以下「でん粉等」という。）

2 用途

- (1) 糖化用（でん粉糖（デキストリン（関税定率法（明治43年法律第54号）別表第3505.10号2項に掲げるものに限る。以下同じ。）を除く。）の製造に使用するものをいう。以下同じ。）
- (2) 化工でん粉用（デキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉又はスターチグルーの製造に使用するものをいう。以下同じ。）
- (3) その他用（(1)及び(2)を除いたものをいう。以下同じ。）

3 合計割当数量 7,500 t

4 通関期限 令和3年3月31日

第2 関税割当申請書の提出先

農林水産省政策統括官付地域作物課（以下「受付担当課」という。）

第3 関税割当証明書交付の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

- 1 提出期間（行政機関の休日を除く。）

- (1) 令和 2 年 1 月 14 日（火）から同年 2 月 7 日（金）まで
- (2) 令和 2 年 9 月 8 日（火）から同年 9 月 14 日（月）まで
- (3) 令和 2 年 12 月 15 日（火）から同年 12 月 21 日（月）まで

ただし、(2) 及び (3) に掲げる期間にあっては、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てにおいて生じた残数量及び各期間の開始日の 3 週間前の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日。）の午後 4 時までに返還された割当数量の合計（以下「割当可能数量」という。）が 1 t 以上ある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

なお、(2) 及び (3) に掲げる期間における割当ての実施の有無及び実施する場合の割当可能数量は、各期間の開始日の 2 週間前の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日。）の午後 2 時までに農林水産省ホームページ（以下「当省ウェブサイト」という。）において公表する。

- 2 提出時間 午前 10 時から正午まで及び午後 2 時から午後 4 時まで

第 5 関税割当申請者の資格

1 糖化用

糖化用については、以下の各号に掲げる要件のすべてを備える者とする。

- (1) 輸入でん粉を原料として糖化製品を製造すること又は輸入でん粉を糖化製品の原料として販売することを事業目的とする法人、これらの者を構成員とする団体又はこれらの事業を行うことが確実と認められる個人事業者であって、法人においては登記事項証明書の目的欄、法人格を有しない団体にあつては団体規約の目的欄、個人事業者においては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において、割当対象物品の使用、販売若しくは輸入を行う事業者であることが確認可能な記載のあるものに限る。
- (2) 第 1 の 2 の (1) の用途に従って割当てを受けたでん粉等を当該割当てを受けた用途のみに使用し、他の用途には使用しない旨及び農林水産省

が第11の7に掲げる確認調査を行う場合は協力する旨の誓約書を提出する法人、これらを構成員とする団体又は個人事業者。

2 化工でん粉用

化工でん粉用については、以下の各号に掲げる要件のすべてを備える者とする。

(1) 輸入でん粉を原料として化工でん粉を製造すること又は輸入でん粉を化工でん粉の原料として販売することを事業目的とする法人、これらの者を構成員とする団体又はこれらの事業をおこなうことが確実と認められる個人事業者であって、法人においては登記事項証明書の目的欄、法人格を有しない団体にあつては団体規約の目的欄、個人事業者においては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において、割当対象物品の使用、販売若しくは輸入を行う事業者であることが確認可能な記載のあるものに限る。

(2) 第1の2の(2)の用途に従って割当てを受けたでん粉等を当該割当てを受けた用途のみに使用し、他の用途には使用しない旨及び農林水産省が第11の7に掲げる確認調査を行う場合は協力する旨の誓約書を提出する法人、これらを構成員とする団体又は個人事業者。

3 その他用

その他用については、以下の各号に掲げる要件のすべてを備える者とする。

(1) でん粉等の使用、販売若しくは輸入を事業目的とする法人、これらの者を構成員とする団体又はこれらの事業を行うことが確実であると認められる個人事業者であって、法人においては登記事項証明書の目的欄、法人格を有しない団体にあつては団体規約の目的欄、個人事業者においては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において、割当対象物品の使用、販売若しくは輸入を行う事業者であることが確認可能な記載のあるものに限る。

- (2) 割当てを受けたでん粉等を第1の2の(1)及び(2)の用途に使用しない旨及び農林水産省が第11の7に掲げる確認調査を行う場合は協力する旨の誓約書を提出する法人、これらが構成員となる団体又は個人事業者。

第6 関税割当申請書に添付すべき書類

関税割当申請書に添付すべき書類は、第1の2に定める用途ごとに次のとおりとする。

1 糖化用

- (1) 関税割当申請書類表（別添様式1）
- (2) 令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間をいう。以下同じ。）及び令和2年度のでん粉等（糖化用）の輸入通関実績及び計画（別添様式2）
- (3) 令和元年度及び令和2年度のでん粉等（糖化用）の販売（使用）実績及び計画（別添様式3）
- (4) 工場等に関する書類（原料として販売する者にあつては、イからオまでを除く。）
 - ア 工場名（事業所名）及びその所在地を記した書類
 - イ 工場配置図
 - ウ 製造機械配置図
 - エ 工場工程見取図
 - オ 主要製造機械設備一覧（別添様式4）
- (5) 割当対象物品の輸入を確認できる書類（発注内示書又は売買契約書等）
- (6) 割当対象物品を輸入後販売する場合
 - 販売予定先の購入意思を証明する書類（申請者及び購入予定事業者が押印し、販売予定期間、販売予定数量の記載があるものに限る。）等
- (7) 法人の登記事項証明書（原本）（法人格を有さない団体にあつては団体規約、個人事業者にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の写し

(税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。) 以下同じ。)

- (8) 第5の1の(2)に掲げる誓約書(原料として販売する者にあつては、当該物品を購入して使用する者の誓約書を含む。)(別添様式5)

2 化工でん粉用

- (1) 関税割当申請書類表(別添様式1)
- (2) 令和元年度及び令和2年度のでん粉等(化工でん粉用)の輸入通関実績及び計画(別添様式2)
- (3) 令和元年度及び令和2年度のでん粉等(化工でん粉用)の販売(使用)実績及び計画(別添様式3)
- (4) 工場等に関する書類(原料として販売する者にあつては、イからオまでを除く。)

ア 工場名(事業所名)及びその所在地を記した書類

イ 工場配置図

ウ 製造機械配置図

エ 工場工程見取図

オ 主要製造機械設備一覧(別添様式4)

- (5) 割当対象物品の輸入を確認できる書類(発注内示書又は売買契約書等)
- (6) 割当対象物品を輸入後販売する場合

販売予定先の購入意思を証明する書類(申請者及び購入予定事業者が押印し、販売予定期間、販売予定数量の記載があるものに限る。)等

- (7) 法人の登記事項証明書(原本)
- (8) 第5の2の(2)に掲げる誓約書(原料として販売する者にあつては、当該物品を購入して使用する者の誓約書を含む。)(別添様式5)

3 その他用

- (1) 関税割当申請書類表(別添様式1)

- (2) 令和元年度及び令和２年度のでん粉等（その他用）の輸入通関実績及び計画（別添様式２）
- (3) 令和元年度及び令和２年度のでん粉等（その他用）の販売（使用）実績及び計画（別添様式３）
- (4) 関税割当申請に係るでん粉等の概要（別添様式６）
- (5) 割当対象物品の輸入を確認できる書類（発注内示書又は売買契約書等）
- (6) 割当対象物品を輸入後販売する場合
販売予定先の購入意思を証明する書類（申請者及び販売予定事業者が押印し、販売予定期間、販売予定数量の記載があるものに限る。）等
- (7) 法人の登記事項証明書（原本）
- (8) 第５の５の(2)に掲げる誓約書（別添様式５）（団体にあっては、当該物品を使用（販売）する者の誓約書を含む。）

なお、受付担当課への提出に当たっては、上から①(1)の別添様式１、②関税割当申請書、③(2)から(8)までに掲げる添付書類の順に揃えて提出するものとする。

ただし、第１の２に掲げる用途に対し、１申請につき２以上の用途の申請を行う場合にあっては、法人の登記事項証明書（原本）の添付は１通とする。

また、前年度において受付担当課に関税割当申請書を提出した者であって、申請時点において、法人の登記事項証明書及び工場に関する書類の内容に変更のないものについては、法人の登記事項証明書（原本）及び工場に関する書類の添付を必要としない。

さらに、令和２年度に２件以上受付担当課に関税割当申請書を提出する場合であって、法人の登記事項証明書の内容に変更のない場合においては、２件目以降は法人の登記事項証明書（原本）の添付を必要としない。

第７ 割当基準

１ 第４の１の(1)に掲げる期間

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、1 申請者当たりの申請数量は、1, 000 t 又は令和2年度の使用（販売）計画数量のいずれか少ない数量を上限とする。

(1) 申請数量の総計が第1の3に掲げる合計割当数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が第1の3に掲げる合計割当数量を超える場合

提出期間内に申請した者は同着とみなし、抽選により申請順位を定め、上位の者から割り当てる。

また、合計割当数量の残数量が申請順の次点申請者の申請数量を満たさない場合は、当該次点申請者に合計割当数量の残数量を割り当てる。

なお、抽選の実施については、令和2年2月14日（金）午後2時までに当省ウェブサイトにおいて公表する。

2 第4の1の(2)及び(3)に掲げる各期間

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、第4の1の(2)に掲げる期間における1 申請者当たりの申請数量は、1, 000 t、使用（販売）計画数量（令和2年10月初日から令和3年3月末日までの間）又は割当可能数量のいずれか少ない数量を上限とし、第4の1の(3)に掲げる期間における1 申請者当たりの申請数量は、使用（販売）計画数量（令和3年1月初日から同年3月末日までの間）又は割当可能数量を上限とする。

なお、既に割当てを受けている申請者の使用（販売）計画数量は、使用（販売）計画数量から、割当数量の残存数量を差し引いた数量とする。

(1) 申請数量の総計が割当可能数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が割当可能数量を超える場合

提出期間内に申請した者は同着とみなし、抽選により申請順位を定め、上位の者から割り当てる。

また、割当可能数量の残数量が申請順の次点申請者の申請数量を満たさない場合は、当該次点申請者に割当可能数量の残数量を割り当てる。

なお、抽選の実施については、第４の１の(2)に掲げる期間に行われた申請にあっては令和２年９月17日（木）午後２時まで、第４の１の(3)に掲げる期間に行われた申請にあっては令和２年12月24日（木）午後２時までに当省ウェブサイトにおいて公表する。

第８ 割当結果の通知、関税割当証明書との交付及びその停止

- １ 関税割当証明書は、第４の１の(1)に掲げる期間に行われた申請については、当該年度の割当期間の開始日（行政機関の休日に当たる場合は、翌開庁日）に交付するものとし、第４の１の(2)及び(3)に掲げる期間に行われた申請については、原則として各期間の最終日又は抽選を実施する日のいずれか遅い日の翌日から起算して15日（行政機関の休日は算入しない。）以内に交付するものとする。

なお、第４の１の(1)に掲げる期間に行われた申請に対する割当結果は、割当期間の開始の４週間前までに当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、申請者に対し、割り当てられた数量を、割当期間の開始までに連絡するものとする。第４の１の(2)及び(3)に掲げる期間に行われた申請に対する割当結果は、関税割当証明書の交付の日までに、当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、申請者に対し、割り当てられた数量を連絡するものとする。

- ２ 関税割当証明書の交付は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。
 - (1) 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。
 - (2) 申請者が本公表に違反したとき。

- (3) 申請者が虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める関税割当申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、その他の関税割当てに関する書類又は報告）をしたとき。

第9 公表

- 1 次に掲げる事項を当省ウェブサイト（(5)に掲げる事項については、経済産業公報及びビジネス短信を含む。）において定期的に公表する。
 - (1) 割り当てられた数量
 - (2) 返還された数量
 - (3) 消化（割当）率（第1の3に掲げる合計割当数量に対する割り当てられた数量）
 - (4) 再割当てに供する数量（割当可能数量）
 - (5) 割当てを受けた者の氏名又は名称及び住所
- 2 本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報（「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。

第10 報告

- 1 でん粉等の割当てを受けた者は、関税割当証明書の割当年月日に記載されている月分から各月の輸入の有無に関わらず、翌月の15日までに次に掲げる書類を受付担当課に毎月提出するものとする。
 - (1) でん粉等の輸入通関及び販売等の実績報告書（別添様式7）
 - (2) 割当対象物品に係る輸入・販売に関する売買契約書等の写し

なお、売買契約書等の写しは、当該契約に基づき輸入・販売が開始された月のみ提出するものとする。
- 2 割当てを受けた者が、関税割当てに関して法令に違反した場合は、速やかに報告するものとする。

第11 その他

- 1 関税割当申請書の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。

また、割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は2通（省令第3条）とする。

- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更及びその他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年4月1日付け16国際第1297号）によるものとする。

- 3 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。

- 4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は有効期間を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない（省令第4条）。返納に当たっては、割当てを受けた者又は返納の委任を受けた者が受付担当課に直接持ち込み又は郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。また、割当数量を全て消化した関税割当証明書も同様とする。

なお、関税割当証明書を返納する際、関税割当数量を返還する場合は、「関税割当数量の返還について」（別添様式8）を提出するとともに、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

- 5 令和2年度に割当てを受けた者のうち、同年度に割当てを受けた全てのでん粉等の関税割当証明書によって確認された通関数量の合計から算出される消化率^{（注）}が9割未満の者は、令和4年度における申請可能な数量^{（※）}の合計は、令和2年度の消化率の算出に用いた通関数量を限度とする。

（※）令和4年度の割当てにおいて抽選に外れた場合、その外れた数量は含めない。

ただし、令和2年11月24日（火）午後4時までに返還された割当数量は、消化率計算の対象としない。

(注)
$$\text{消化率} = \frac{\text{令和2年度に割当てを受けた全ての関税割当証明書によって確認された通関数量の合計}}{\text{令和2年度に割当てを受けた全ての関税割当証明書における割当数量の合計}}$$

- 6 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。
- 7 割当てを受け輸入した物品については、必要に応じその輸入、使用、販売状況等の調査を行うものとし、割当てを受けた者は、当該調査に協力するものとする。

(別添様式) 農林水産省のホームページに掲載

(<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/tpp/tpp2020/tpp2020kohyo.html>)